

基礎的捜査書類作成能力検定に関する訓令

[最終改正 令和3.9.24 京都府警察本部訓令第23号]

(趣旨)

第1条 この訓令は、京都府警察学校（以下「警察学校」という。）の初任補修科に入校した警察官等を対象とした基礎的捜査書類作成能力についての検定（以下「検定」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基礎的捜査書類の意義)

第2条 この訓令において、基礎的捜査書類とは、日常取り扱う可能性が高い窃盗、詐欺、暴行、傷害等の事件に係る被害届、現行犯人逮捕手続書及び緊急逮捕手続書並びに侵入窃盗事件の実況見分調書をいう（それぞれ簡易書式例を含む。）。

(検定の実施)

第3条 検定の実施は、刑事部長が行う。ただし、刑事部長は検定の実施に関して必要がある場合には警察学校長に協力を求めることができる。

2 検定に関する事務は、刑事企画課において行うものとする。

(受検対象者、検定科目及び検定方法)

第4条 検定の受検対象者、検定科目及び検定方法は、次の表のとおりとする。

受 検 対 象 者	検 定 科 目	検 定 方 法
警察学校の初任補修科に入校中の警察官とする。ただし、他の警察官についても、受検対象者とすることができる。	基礎的捜査書類の作成に必要な知識	正誤式又は択一式
	基礎的捜査書類の作成（逮捕手続書の作成については、現行犯人逮捕手続書（甲）、現行犯人逮捕手続書（乙）又は緊急逮捕手続書のうち1種類とする。）	捜査書類の作成

注 基礎的捜査書類の作成に当たっては、基礎的捜査書類に加え、任意提出書、領置調書等の簡易な捜査書類の作成を検定項目に加えることができる。

(合格基準)

第5条 検定の合格基準は、次のとおりとする。

(1) 基礎的捜査書類の作成に必要な知識

各基礎的捜査書類の意義、作成に際しての一般的な留意事項、被害届出人等に対する教示等、実務における個々の事案に対応し得る実戦的な知識を有していること。

(2) 基礎的捜査書類の作成

手直しの必要若しくは重大な部分の欠略がない書類又は若干の手直しを加えればそのまま送致書類とすることができる書類を作成する能力を有していること。

(合格者の決定等)

第6条 刑事部長は、前条の合格基準に達したと認める者を、検定の合格者に決定するものとする。

2 刑事部長は、検定の合格者名簿（別記様式。以下「名簿」という。）を備え付け、合格者を決定したときは、名簿に合格者名、合格年月日等の必要事項を記載するものとする。

(合格通知)

第7条 刑事部長は、合格者の所属長を通じて、合格者に対し、合格した旨を通知するものとする。

(不合格者に対する措置)

第8条 初任補修科に入校中の検定の不合格者（未受検者を含む。次項において同じ。）については、入校中に警察学校教官等による再教育を実施し、受検させることができる。

2 初任補修科を卒業後の不合格者については、所属へ連絡し継続的な指導を行うなどして、次回の検定を受検させる措置を執るものとする。

3 検定の不合格者については、次回の検定を受検するに当たり、基礎的捜査書類のうち合格基準に満たなかった作成書類のみを対象として再受検させるものとする。

(細部事項)

第9条 この訓令の実施に関する細部事項は、刑事部長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成4年6月22日から施行する。

[様式省略]

